

東京労働局長 辻田博様

2023年8月22日
東京都府中市栄町3-14-16-302 090-3409-7768
橋本策也 Sakuya.hashi@gmail.com

『東京都最低賃金の低額改定に異議を申し立てます』

2023年8月7日東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の41円(3.8%)引き上げを答申しました。これは完全に密室審議による実質賃金低下を意味するものです。私は審議会の議事、議事資料などについて行政文書開示請求を繰り返してきましたが、今次低額改定の論拠は全く明かされていません。審議会答申による東京の最低賃金低額改定に異議を申し立て、審議会審議の公開の場でのやり直しを求めます。

1: 実質賃金低下の低額改定は認められません

最低賃金周辺の賃金で暮らす労働者は東京では全労働者の4分の1以上にあたりますが、今回の最低賃金3/8%引き上げは、物価上昇に全く追いつかず、実質賃金低下となります。答申にあたって東京の物価上昇をどのように調査・認定されたのか、提示を求めます。

また23春闘結果についても、「東京都産業労働局7月3日 春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計)」では、3.8%以上の結果を報告していますが、審議会ではどのような調査・判断を行われたか、提示を求めます。

2: 東京最賃41円3.8%引き上げはあまりに低すぎます

今年の中央最低賃金審議会(以下「中賃」と略)では、昨年来の物価上昇、2023年10月を待たずに最低賃金の再改定を求める声の中で、物価上昇を重視した目安検討が行われました。特に昨年の最低賃金改定時2022年10月以降の物価上昇がとわれ、7月26日、中央最低賃金審議会目安小委員会に追加資料(以下「目安小委資料」と略)に以下の資料が提出されました。

2022年10月～2023年6月の物価上昇率(持ち家の帰属を除く総合)

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
全国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5

中賃の全国加重平均1002円にむけ4.3%に引き上げという目安は、この目安小委資料の昨年10月以降4.3%物価上昇という数値に対応しています。しかし目安検討では、東京を含むAランク地域では、4.5%の物価上昇としていますが、Aランク地域は4.2%以下とされました。

これに対して、全国の最低賃金審議会は、半数以上の24県がこの目安を上回る最賃改定答申を行っています。引き上げ率では、5%以上が14県。3%台は東京・神奈川・徳島の3県のみです。引き上げ額においても島根県の47円をはじめ18県が東京を上回っています。東京最賃の再審議を求めます。(添付:8月18日現在:京都総評調べ)

3:中賃目安どおりの東京最賃を改めてください

中賃目安小委 2023 年 6 月 30 日の資料によると、東京最賃は過去 10 年間で中賃目安答申どうりの改定でした。10 年間で一切上乗せが無かったのは 47 都道府県の中で東京だけです。

過去 10 年の最低賃金引上げ率

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	平均 2020 除	2023
全国	3.66%	2.09	2.31	3.13	3.04	3.07	3.09	0.11	3.10	3.33	2.98%	4.X%
A ランク	3.98	2.27	2.34	2.86	2.22	2.93	2.96	0.10	2.87	3.09	2.84%	
東京	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.96	2.61%	3.8% ?

東京最賃の再審議を求めます。

4:東京最賃の審議過程の公開を求めます。

今年の各県最賃審議では、中賃の審議公開拡大:目安小委の部分公開が行われ、私も 3 回傍聴いたしました。また審議資料の迅速公開などが図られ、この異議書も引用させていただきました。各県でも専門部会の部分公開が 40 道県で行われなど審議内容の公開が進んでいます。(2023 年 8 月 18 日朝日新聞)

またその中で各県審議会は、専門部会を公開のもと繰り返しています。(東京のように非公開では開催回数ですら類推しかできません)

2023 最賃各県審議会専門部会開催回数(橋本:集計中)					
7回	沖縄				
6回					
5回	埼玉	神奈川	鹿児島	福井	青森
4回	岩手	岐阜	石川	山口	

しかし東京では、専門部会は公示すらなされず、会議資料も公開されないまま非公開で 8 月 4 日秘密裏に 1 回開催されただけです。この専門部会の審議を受け東京最賃は 8 月 7 日の審議会本審で 41 円 3.8%の引き上げが決定されます。そこでは裁決がなされ使用者側 4 名が反対したと報道されています。(NHK ニュース 8 月 7 日夕)。しかし使用者側 6 名のうちどなたが反対されたのか、その理由も全く分かりません。東京最賃の審議内容、各々の委員の主張や争点など、全く非公開です。東京最賃の公開の場での再審議を求めます。

4:ただちに情報公開請求に応じて、最賃審議内容を公開することを求めます

私は 2023 最賃審議に関して

①7 月 19 日 第 433 回東京地方最低賃金審議会(7 月 3 日開催)の資料 →8 月 16 日開示決定

②8 月 1 日 第 434 回東京地方最低賃金審議会(8 月 1 日開催)の資料

③8 月 4 日 8 月 4 日開催の専門部会会議資料・出席者名簿・会議メモ・録音記録

④8 月 7 日 第 435 回審議会の資料および傍聴者の決定過程(申込者数・当選者数など)

の情報公開請求を行いました。①に関しては本日開示を受けますが、公開の審議会の資料が開示されるまでに 4 週間を要しています。

東京最賃決定の論拠、審議内容が全く非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めることは許せません。直ちにこれらの開示請求に答え審議内容を公開すること、そして秘密裏に行われた東京最賃の再審議を行うことを強く求めます。

以上